

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

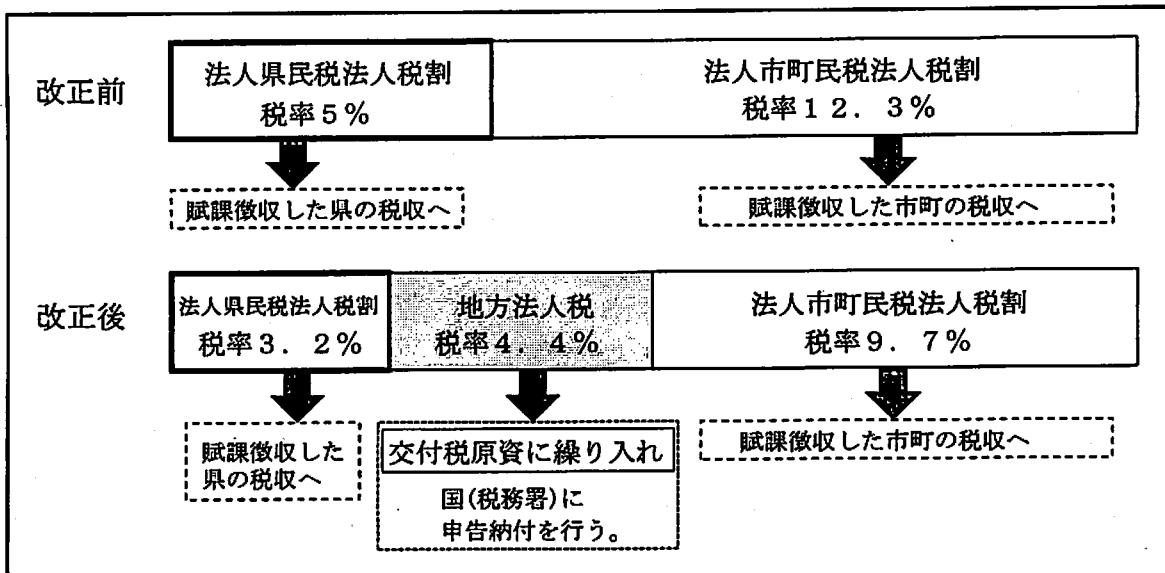
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、法人県民税、法人事業税等について必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

(1) 法人県民税法人税割の税率引下げ

地域間の税源の偏在性を是正し、財政格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、交付税原資に繰り入れられます。これに伴い、法人県民税法人税割の税率を引下げることとします。（第 28 条、付則第 15 条、付則第 16 条関係）（平成 26 年 10 月 1 日施行）

① 平成 26 年度税制改正における見直し内容



※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

※法人県民税法人税割、法人市町民税法人税割の税率は標準税率です。

○法人住民税法人税割の税率の改正

	(改正前)	(改正後)	[] : 制限税率
法人県民税	: 5.0% [6.0%] → 3.2% [4.2%] ($\Delta 1.8\%$)		
法人市町民税	: 12.3% [14.7%] → 9.7% [12.1%] ($\Delta 2.6\%$)		

② 県税条例の改正内容

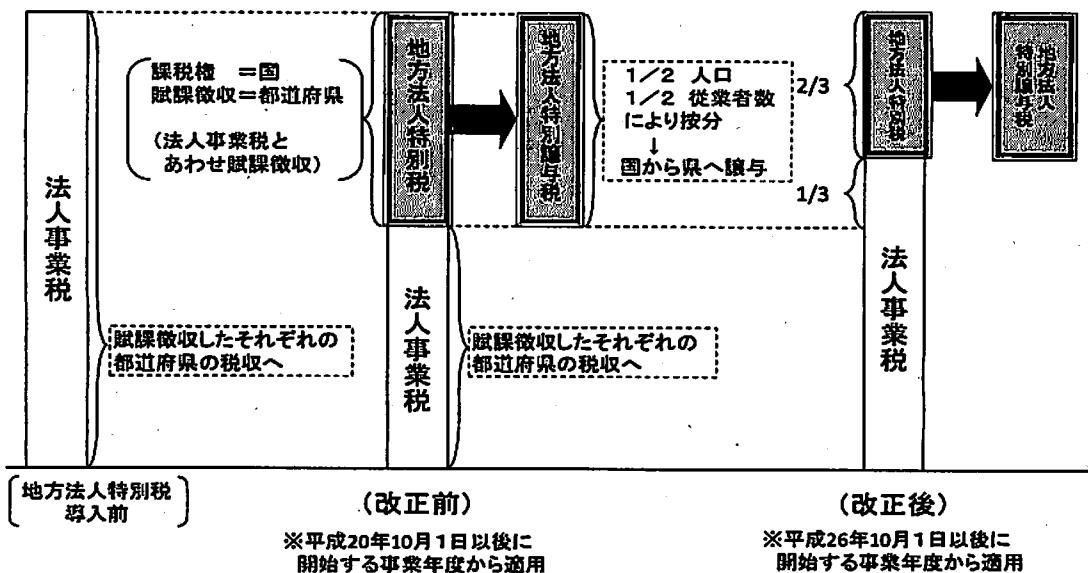
	(現行)		(改正案)	
中小法人等以外	5.8%	→	4.0%	($\Delta 1.8\%$)
中小法人等	5.0%	→	3.2%	($\Delta 1.8\%$)

※中小法人等は、資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人等で、かつ課税標準となるべき法人税額が年 5,000 万円以下の法人等をいいます。

(2) 法人事業税の税率引上げ

地方法人特別税の規模が縮小されることに伴い、法人事業税(所得割)の税率を引上げることとします。(付則第19条関係)(平成26年10月1日施行)

① 平成26年度税制改正における見直し内容



② 県税条例の改正内容

法人区分	課税標準	種類	法人事業税率	
			(現行)	(改正案)
資本金の額等が 1億円超の 普通法人	付加価値額	付加価値割	0.48%	改正 なし
		資本割	0.2%	
		年400万円以下の金額	1.5%	2.2%
	所得	年400万円を超える年800万円以下の金額	2.2%	3.2%
資本金の額等が 1億円以下の 普通法人	所得	年800万円を超える金額	2.9%	4.3%
		年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		年400万円を超える年800万円以下の金額	4.0%	5.1%
		年800万円を超える金額	5.3%	6.7%

3 その他の改正内容

- (1) 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県または市町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とすることとします。(第21条の2、付則第5条の6関係)(平成28年1月1日施行)
- (2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税については、公益法人等が個人とみなされ課税されることがあります。その対象となる公益法人等に、一定の要件を満たした法人を加えることとします。(付則第4条の2関係)(平成27年1月1日施行)
- (3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとします。(付則第6条関係)(公布日施行)
- (4) 個人の県民税の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額および非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を個人の県民税の所得割額から控除することとします。(第21条の3関係)(平成30年1月1日施行)
- (5) 鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとします。(第74条関係)(公布日施行)
- (6) 関係条例について必要な改正を行うとともに、その他、必要な規定の整理を行います。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条～第21条 省略	第1条～第21条 省略
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第21条の2 省略	第21条の2 省略
2 省略	2 省略
(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合	(1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える 金額	100分の50
(2) 省略	(2) 省略
(3) 省略	(3) 省略
(所得割の外国税額控除)	(所得割の外国税額控除)
第21条の3 所得割の納税義務者が外国の法令により課される所得税または県民税の所得割、利子割、配当割および株式等譲渡所得割もしくは市町民税の所得割に相当する税（_____）	第21条の3 所得割の納税義務者が外国の法令により課される所得税または県民税の所得割、利子割、配当割および株式等譲渡所得割もしくは市町民税の所得割に相当する税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の

以下この条において「外国の所得税等」という。) を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額

を超える額があるときは、施行令第7条の19の規定により、当該超える金額をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第21条の4～第27条の8 省略

(法人税割の税率)

第28条 法人税割の税率は、100分の5とする。

第29条～第38条の7の2 省略

(医業等を行う個人の課税標準の区分経理の義務)

第38条の7の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について法第72条の49の12第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額および必要な経費に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2 省略

第38条の7の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2 省略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築

法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。) を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額および同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、施行令第7条の19の規定により、当該超える金額をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第21条の4～第27条の8 省略

(法人税割の税率)

第28条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

第29条～第38条の7の2 省略

(医業等を行う個人の課税標準の区分経理の義務)

第38条の7の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について法第72条の49の12第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額および必要な経費に算入しないものとされる部分に関する経理をその他の部分に関する経理と区分して行わなければならない。

2 省略

第38条の7の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2 省略

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築

された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18_____に定めるものをいう。第39条の15の2第1項において同じ。) のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準_____ (同項において「耐震基準」という。) に適合するものとして政令で定めるもの_____をいう。第39条の12第2項および第39条の15の2第1項において同じ。) を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4および5 省略

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該住宅が施行令第37条の18_____の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

7～10 省略

11 省略

(1)および(2) 省略

(3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、同法第212条第3項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第203条第1項の規定による申出をした場合として施行令第39条の2第3項に規定する場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第205条第1項第22号の権利変換期日

12および13 省略

第39条の3～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項に定めるものをいう。第39条の15の2第1項において同じ。) のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に定める基準 (同項において「耐震基準」という。) に適合するものとして同条第3項に定めるものをいう。第39条の12第2項および第39条の15の2第1項において同じ。) を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4および5 省略

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

7～10 省略

11 省略

(1)および(2) 省略

(3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、同法第212条第3項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第203条第1項の規定による申出をした場合として施行令第39条の2第2項に規定する場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第205条第1項第22号の権利変換期日

12および13 省略

第39条の3～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2～5 省略

6 第2項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を知事に提出しなければならない。

7および8 省略

9 第3項および第4項に定めるもののほか、第1項の特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合の第1項の規定の適用その他同項および第2項の規定の適用に関しては、施行令第39条の3の2に定めるところによる。

第39条の13～第39条の15 省略

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～8 省略

2～5 省略

6 第2項の規定の適用を受けようとする者が、前2項の申告をしようとするときは、当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類（第39条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を知事に提出しなければならない。

7および8 省略

9 第3項および第4項に定めるもののほか、第1項の特例適用住宅に第39条の2第2項の規定の適用がある場合の第1項の規定の適用その他同項および第2項の規定の適用に関しては、施行令第39条の3に定めるところによる。

第39条の13～第39条の15 省略

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～8 省略

第39条の16～第73条 省略

(鉱区税の納稅義務者等)

第74条 鉱区税は、鉱区に対し、その面積を課税標準として、その鉱業権者（鉱業法第20条_____の規定により試掘権を存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

第75条～150条 省略

付 則

第1条～第4条 省略

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項まで

_____の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項に定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第4条の2の2～第5条の3 省略

第39条の16～第73条 省略

(鉱区税の納稅義務者等)

第74条 鉱区税は、鉱区に対し、その面積を課税標準として、その鉱業権者（鉱業法第20条または第42条の規定により試掘権を存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

第75条～第150条 省略

付 則

第1条～第4条 省略

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までおよび第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項に定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第4条の2の2～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 省略

- (1) 省略
- (2) 省略

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の4までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

- (3) 省略

2 省略

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則附則第2条の6に定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

4 および5 省略

第5条の4の2 省略

- (1) 省略
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 省略

- (1) 省略
- (2) 省略

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

- (3) 省略

2 省略

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則附則第2条の3に定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

4 および5 省略

第5条の4の2 省略

- (1) 省略
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、

租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条_____の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2および3 省略

第5条の5 省略

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条もしくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2および3 省略

第5条の5 省略

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超える330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超える695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超える900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超える1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超える4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼

育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2~4 省略

第7条 省略

第7条の2 当分の間、施行令第7条の4の2第2項第2号の2に掲げる利子についての利子割の特別徴収義務者は、第36条の4第1項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「付則第7条の2」とする。

第7条の2の2~第7条の3 省略

第7条の4 省略

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定

育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2~4 省略

第7条 省略

第7条の2 当分の間、施行令第7条の4の2第2項第2号に掲げる利子についての利子割の特別徴収義務者は、第36条の4第1項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「付則第7条の2」とする。

第7条の2の2~第7条の3 省略

第7条の4 省略

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定

する場合においては、4年)」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」とする。

する場合においては、4年)」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」とする。

第8条～第9条の3 省略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 省略

2 前項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第8項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者が、同項の規定の適用を受ける旨および同項に規定する要件を満たすものである旨ならびに同項に規定する貸付特例適用農地等に係る同項に規定する賃借権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第23条の7第15項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出した場合に限り、適用する。

3 第1項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農地等に係る同項に規定する賃借権等の設定をした同項に規定する受贈者は、前項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、当該貸付特例適用農地等に係る当該賃借権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する租税特別措置法施行規則第23条の7第18項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

4 第1項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第17項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、同項に規

第8条～第9条の3 省略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 省略

2 前項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第8項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者が、同項の規定の適用を受ける旨および同項に規定する要件を満たすものである旨ならびに同項に規定する貸付特例適用農地等に係る同項に規定する賃借権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第23条の7第16項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出した場合に限り、適用する。

3 第1項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農地等に係る同項に規定する賃借権等の設定をした同項に規定する受贈者は、前項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、当該貸付特例適用農地等に係る当該賃借権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する租税特別措置法施行規則第23条の7第19項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

4 第1項の規定によってその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、同項に規

定する一時的道用地等の用に供されている同条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第17項に規定する地上権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において準用する租税特別措置法施行規則第23条の7 第23項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5～8 省略

第10条～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2および3 省略

4 省略

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超えるものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第6項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率

（第6項第4号および

定する一時的道用地等の用に供されている同条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第18項に規定する地上権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において準用する租税特別措置法施行規則第23条の7 第28項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5～8 省略

第10条～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 省略

2および3 省略

4 省略

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超えるものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第6項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（第6項第4号および

第8項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

5 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 省略

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 省略
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用さ

第8項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

5 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 省略

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの
- (3) 省略
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用さ

るべきものとして定められたものをいう。) 以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定める もの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定める ものに適合するもの

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定める もの (前項の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 第4項(第4号に係る部分に限る。)および第5項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22

るべきものとして定められたものをいう。) 以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの (前項の規定の適用を受ける自動車を除く。) に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 第4項(第4号に係る部分に限る。)および第5項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同条第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22

年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

9 省略

第11条の～第14条の3 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の2 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと

とそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

るのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

9 省略

第11条の～第14条の3 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の2 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

第14条の4～第14条の5 省略

第14条の4～第14条の5 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成28年1月31までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2～7 省略

第17条および第18条 省略

第19条 当分の間、平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあ

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成28年1月31までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第17条第4項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2～7 省略

第17条および第18条 省略

第19条 当分の間、平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあ

るのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

第20条～第26条 省略

るのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条～第26条 省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成25年滋賀県条例第57号）新旧対照表

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第36条の10中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に改める	第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第36条の10中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に、「または同法」を「、同法」に改め、「国外株式の配当等」の右に「または同法第41条の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える。
（後略）	（後略）